

---

令和7年 第9回 球磨村議会定例会会議録(第4日)

令和7年12月11日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第4号)

令和7年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第57号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部  
変更について
- 日程第2 議案第58号 財産の無償譲渡について(渡みんなの家)
- 日程第3 議案第59号 財産の無償譲渡について(神瀬みんなの家)
- 追加日程第1 財産の無償譲渡について(神瀬みんなの家) 議案の訂正について
- 日程第4 議案第60号 球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について
- 日程第5 議案第61号 球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第63号 球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第64号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第65号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第66号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第67号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第68号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第69号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第14 同意第2号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第15 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 発議第7号 球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部  
変更について
- 日程第2 議案第58号 財産の無償譲渡について(渡みんなの家)
- 日程第3 議案第59号 財産の無償譲渡について(神瀬みんなの家)

追加日程第1 財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）議案の訂正について

日程第4 議案第60号 球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第61号 球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第6 議案第62号 球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第7 議案第63号 球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第64号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について

日程第9 議案第65号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第10 議案第66号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第11 議案第67号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第12 議案第68号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第13 議案第69号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

---

出席議員（9名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	7番 嶽本 孝司君
8番 舟戸 治生君	9番 高澤 康成君
10番 田代 利一君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子	書記 野々原真矢
----------	----------

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 .....	松谷 浩一君	副村長 .....	上 部 宏君
教育長 .....	大瀬 克彦君	政策審議監 .....	門垣 文輝君
総務課長 .....	高永 幸夫君	復興推進課長 .....	蔵谷 健君
税務住民課長 .....	大岩 正明君	保健福祉課長 .....	友尻 陽介君

産業振興課長 …………… 淋 辰生君      農業委員会事務局長 …… 山口 智幸君  
建設課長 …………… 毎床 公司君      会計管理者 …………… 松舟 祐二君  
教育課長 …………… 毎床 貴哉君

---

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 議案第57号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

○議長（舟戸 治生君） それでは、日程第1、議案第57号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決を行います。

お諮りします。議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり決定されました。

---

**日程第2. 議案第58号 財産の無償譲渡について（渡みんなの家）**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、議案第58号財産の無償譲渡について（渡みんなの家）を議題とします。

ご審議を願います。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますが、財産の無償譲渡ということで、渡みんなの家がされますけれども、この無償譲渡、渡が1月17日にとということで、この時点で山口地区自治会のほうに頂いていたのかなというふうに思ってたんですけども、後で出てきます神瀬みんなの家もそうですけれども、なぜ今の時期に、この無償譲渡が出てきたのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） お答えいたします。

前総務課長のほうから引継ぎは受けておりますが、山口班のほうで、その受入れの体制がなかなか整ってなかったというところで聞いております。本来なら、体制が整って、すぐ議会等に諮りして無償譲渡をするべきだったと思っております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 山口自治会のほうが受入体制がということを言われましたけれども、特に山口自治会のほうは組織はもともとありますし、みんなの家の建設自体、いろんな活動しながらやってきた中で、受入体制はということはなかったんだろうとは思いますが。神瀬みんなの家ができて、今、中園のほうも建設中ですので、そんなところで、まだ村が引き取った段階で地区には渡してないというところでそういうことになったんだろうと思いますが。地区としてはですね、本当にありがたい施設を頂いておりますので、本当に助かっておりますけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思っておりますが、今回、一般社団法人熊本県建築住宅センターさんより村のほうに頂いているということなんですけれども、土地については村の土地だと思いますけれども、建物と土地と含めたところでの譲渡ということによろしいでしょうか。それと譲渡に当たって建物あたりの設計図、図面等ですね、その辺も含めて譲渡されるのか確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今回はですね、上物、建物についての無償譲渡ということで計画をさせていただいて準備をしたところでございます。土地については、今後、条例に基づいて譲渡のほうの手続をしたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 今回は建物だけということなんですけれども、土地の話、いろんな話がある中で、今後どういった形になるのか分かりませんが、その辺もいろいろ無償、有償という話も出てきておりますけれども、地区としてはですね、もうやっぱり維持管理等にお金がかかる状況ではありますので、渡、神瀬、中園、その辺も含めてですね、できるだけ負担がないように取組をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第3. 議案第59号 財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第59号財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）を議題とします。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。確認です。みんなの家の所在地が神瀬甲の1080番地の8、それと無償相手、神瀬のみんなの家の運営委員会をここでつくっておられるんですね。その委員長が上葎さんということで、ここに書いてございます。番地が1080番地ということで、この8という、番地の8と、この相手方の番地が差異があるんですが、これは意図的、こう何か理由があるのかどうか。ちょっとお伺いします。

○議長（舟戸 治生君） 会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時07分休憩

-----  
午前10時41分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

令和7年12月8日、村長に提出された議案第59号財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）について訂正したいとの申出がっております。財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）議案の訂正についてを日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）議案の訂正についてを日程に追加し、追加日程1として議題にすることに決定しました。

---

**追加日程第1. 財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）議案の訂正について**

○議長（舟戸 治生君） 村長から財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）議案の訂正についての理由を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 令和7年12月8日に提出いたしました議案のうち、議案第59号財産の無償譲渡についてにつきまして議案の一部誤りがございましたので、球磨村議会会議規則第

19条第1項の規定により、議案の訂正について議会の許可をお願いするものでございます。

訂正する内容につきましては、2、無償譲渡の相手方の住所を熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲1080番地としておりましたが、熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲1080番地の8に訂正するものでございます。

何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。ただいま議題となっている財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）議案の訂正の件を許可とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

それでは議案第59号財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）を議題とします。

審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。村長にお伺いをしたいと思います。

村長がこうやって議会に議案を提出するわけです。この前も提案理由の間違いといいますか、読み違いといいますか、増額を減額と減額を増額というふうに訂正されます。やはりこういうところが、職員さんが一緒に、これまた作るのに職員に手をかかせるでしょう、こうやって訂正があったら。村長が議会に提案をされるわけでございますので、今後しっかりとそういうところも含めて、やっぱりこれが通っていくと議会軽視、もう議会がこのくらいというような、出てまいりますので、しっかりとそこは心に留めて今後していただければということでお願ひをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質問ありませんか。（「一つだけ確認を」と呼ぶ者あり）9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 議案第58号、第59号に対してなんですが、無償で譲渡するに当たり、こういう自治譲渡先ですね、この譲渡の契約、今後維持管理をそれぞれされると思います。今後自治の負担であったりとか等々も発生するだろうと。これにおいては、もちろんご理解をいただいているというふうに思いますが、これ契約の中には管理に関する、あるいはそこにかかる経費については、全て譲渡を受けた者が、その他経費においては払うというところは、口頭でなのか契約上にも記載をするのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今回の財産の無償譲渡につきまして、民間経由でございますが、これは今後のランニングコスト、維持管理にかかる経費、これを全て相手方のほうが維持をするというか支払うということで、村が管理することはございません。契約の中にもそれをうたって無償譲渡という形をとらせていただきます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4. 議案第60号 球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第60号球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第61号 球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第61号球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6. 議案第62号 球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第62号球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 球磨村簡易水道は独立採算というのが基本の中に、第2条の2の利益積立金、欠損金を埋める目的という部分、これは滞納であったりとか徴収ができない部分というところの欠損金という理解なんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時51分休憩

-----  
午前10時52分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

欠損金については、企業会計に移行した後に、全体で歳入歳出等がきちんと出るような形になりますので、その中で事業に対しての、例えば耐震化の工事であったりとか、そういったものについての不足とか、そういったものでの欠損という考えとかで、料金については、個人さんで負担すべきものということになりますので、欠損としてそちらのほうに充てるということはないです。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） その続きになるんですけども、「なお、残額があるときは当該残額の10分の1を下らない額を」という、10分の1という数字の根拠といいますか、理由が分かれば教えていただければと思います。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時55分休憩

-----  
午前11時06分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 失礼しました。先ほどの宮本議員の質問にお答えします。

先ほどの10分の1の規定の件ですが、地方公営企業法施行規程のほうに利益の処分ということで、10分の1ということで、残額にその数字で規定されていることでやっておりますので、その10分の1を本則においても準用する形で記載をしております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 10分の1という基準については説明がありましたので、納得しましたけども、第2条第2項に1号から3号までありまして、その文言の続きを見てみますと、減債積立金に積み立てる分と、あと、まだ残額については、2号、3号の利益積立金、建設会計積立金に入れるというようなところで、バランスを取って積み立ててるといようなことだと理解しました。

その先として、第4項に第2項の規定にかかわらず、議会の議決を得た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができるということですので、その使用目的で積み立てられたものが、もし仮に積立金で片方が足りなくなったら、またそれを入れ替えてできるということで書いてあるようでございますので、そのところが10分の1というところで、一つの基準として定められるということに理解してよろしいですか。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第63号 球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第63号球磨村税条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第64号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第64号一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定についてを上程します。

ご審議を願います。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 確認をいたします。これまで特別委員会の一つとして、これまでの指定管理を受けた業者の未払い勤務問題が解決をしないままに、今回、新たな指定管理をするというところで、前提とすると、もちろん再開をするという大きな共通的な認識は持っております。

ここで、私個人あるいは議会としての考え方と、執行部の考えの相違というものは、過去継続している問題を解決しないままに再スタートすることが、村長はもう別としてという、ずっと言われております。それが正しいか間違いかは、それぞれの考えではあるとは思いますが、やはり新たにグッドスタッフさんですかね、グッドスタッフという業者が、全協の折に、今継続しているそれぞれの問題に対して認識をしていなかったような感じがしました。やはり再開をするに当たり、風評被害であったりとか、経営上に運営を来す状況がある可能性をまだ秘めております。

それにおいてはどのようにお考えか、お聞かせをいただきたい、これ、村長にお聞かせ、質問したいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

これまでも様々な場面でいろいろお話をさせていただいておりましたけども、今回、新たに指定管理をお願いします、今日上程しておりますグッドスタッフさんにつきましては、全ての情報を提供しているわけではございませんけども、そういった未払いの状況がありますよということはお伝えを、ある程度のお伝えはしております。

その中で、今回この間の議会との議会の説明の中でも、そういう意見が出ましたので、これまで私達が提供していたこと以上のことが情報としてはグッドスタッフさんには入られたんだろうと思います。それを受けて、私もあの後にまた、この間説明をしていただいた方とも話しましたけども、そういったのを受けてでもしっかりと受けさせていただきたいという話は、個人的には対面で伺ってはいるところでございます。

そして、今後まだ残された課題というのは、当然もちろんございますけども、昨日も答弁で申しましたように、未払いの問題につきましては、これはトラックセッションの問題であるということ村としては判断をしております。

ですから、全てが終了してからということであれば、破産の手續とかいろいろ今されているという話を聞いておりますけども、そういったのが全て終わってどのようになるかというのを待つて、指定管理ということでは「かわせみ」の指定管理、この「かわせみ」の運営が今度の指定管理が間に合わないということで、議員の皆様方には並行してこの指定管理をお願いすることを、ぜひ承認をしていただきたいということで、今回はお願いをしているところでございます。

そして、最後にもう一つ、その未払い業者の方々、村内での未払い業者の方々に対しましては、昨日も申しましたように、何らかのしっかりした経営の支援について、村として考えていくということで、今は整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） グッドスタッフさん、相手方にとって、今持っている情報を全て共有してスタートをしていただくという中で、今の答弁では、ある程度は伝えておりますが、全協の中でそれ以降の分に関しては知ったと、伝わっているだろうと。その感覚が、今後「かわせみ」運営に対してどのように、いい方向なのか、悪い方向なのか。言わない情報を、情報を共有して理解をしてもらって、マイナスからのスタートでも仕方がないと思う。情報を全て理解してもらった上で。

しかしながら、ある程度の一部の情報だけを共有して、違う部分がまだ伝わっていない部分を持った中で、ゼロからスタートして、本当に1、2つ進んでいくのかって考えると、私はその情報を仕入れた段階で、グッドスタッフさんはリスクを抱えるわけですよね。グッドスタッフさんが駄目、あるいは指定管理をしては駄目という話ではございません。なぜ、そこを包み隠さず、情報を言っていないのかというのが問題だろうと思います。そこに関してどのようにお考えなのか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） これまで未払金につきましては、こちらのほうでは情報収集して、それぞれの業者のほうに調査をかけて行ったところでございます。

もちろん、その中から、村に対して来年度どうしますかというところでは1件、2件ございますけれども、今回グッドスタッフさんということで申込みがありましたけれども、まだ確定ではございませんので、全ての情報を出すところまでは、金額的なもの、未払いがあるということでは情報としては出しておりますので、金額的にも大体のところは出しているんですけど

も、どの業者でどれだけありますというところまでは、また今後決まってから、また取引が実際に継続していくと思いますので、その業者さんが今どういう業者さんがあって使っていただけるのかというところを、私達担当課長として入ってつないでいきたいと思います。

もちろんそのときに未払いがありますということであるかもしれませんが、これは、今後引き続き使っていきながら、そこはまたグッドスタッフさんと今の業者さんと、こういう取引ができればと思っています。

もちろん未払いはこれで消えるわけではございませんけれども、そこは粛々と今行われているものの結果を待って、もしかしたらその中で未払金が払える状況にもなるかもしれませんが、今はその状況を待たないと、動きができないところがございますので、そこもグッドスタッフさんのほうには伝えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 順序として、今回グッドスタッフさんの指定を、議決を求めて、今後、指定管理委託料の審議というものが発生するだろうと思っています。本来であれば、この指定管理委託料の積算であったりとか、以前、この積算に対しては、概算の部分はお示しをいただいております。総額で約3,150万円でしたか。これは、当初の前指定管理を受けたところ、1年目3,850万円、2年目でいろいろ問題があって3,000万円程度だったと思います。

要は、それに見合う皆さんから頂いた税金をしっかりと生き金にしなければならない。これ、指定管理委託料と単なる委託ではありませんので、経営そのものがしっかりと成り立って、黒字を目標にしなければならない。

これが、事の進め方として、グッドスタッフさんは今回議決して、指定管理料の金額に対して議会が、いやいやその金額出せないよってなったときに、どういうふうに進めていくのか。本来であればグッドスタッフさんをお願いしたい。概算、年間このくらい指定管理委託料、これも含めて内々で全協で協議をした中で今回上げてくるならば、恐らくスムーズにいくだろうと思いますが、今回グッドスタッフさんを議決をしたとして、本当に今、指定管理委託料、今、概算で上がっている3,150万円が通るかというところ、費用分担であったりとかいろんなことを考えて、それに見合うような成果というのは、全協の中でグッドスタッフさんが言われたのは、これは絶対赤字ですと、赤字になっても5年間は企業としてしっかりと補填はやっていきますと。

もう一つは、球磨村が進めているジビエ、このジビエの料理は、過去においても、ずっとレストランでジビエの料理の提供ができたほうがいいんじゃないかという異論が出てきています。これ、完全否定をされています。レストランではジビエの料理は出せない、ニーズがない、これは

はっきり言われている。

じゃあ、球磨村が目指す方向性の総合ビジョンの中に、1億8,000万円かけて解体処理施設を造っています。ここを造るだけで、本当にここを、販売をして収益化を狙うのであれば、一つの手段として「かわせみ」のレストランで利用するのも収益の確保になると思いますが、そもそもグッドスタッフさんはその考えがないのに、球磨村の方向性と同じ方向を向いているのかというと、どうなのかなというふうに思っています。

そこは、どういうふうにグッドスタッフさんと、どういうふうな話し合いをしているのか。もちろん議会とすれば、いろんな提案だったり、条件だったりというのも出てくるだろうと思いますが、これ、指定管理料も含め、今後どのように議会に持っていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） まず、ジビエにつきましては、この前、特別委員会の中で説明した際に、確かにニーズが少ないということでおっしゃいました。それと、価格の問題というのもございましたけれども、価格のほうで何とかなればどうにかできるんじゃないかということでおっしゃいましたので、全く後ろ向きじゃなくて、そこをクリアできる部分があれば協力していただけることと思います。

確かにジビエの料理ということで、料理の仕方とかいろいろあって、取りつきにくいお客さんもおられるかもしれませんが、そこをやっぱり今の、うちのほうでもいろんな事業をやりながら、ジビエをおいしく食べられるような取組も今後考えていかなければなりませんので、その中でジビエを使った料理、こういう料理がありますよというところで、レストランでも提供できるようなメニューを作りながら、そこで取り上げていただければ利用していただけるものかなと思っていますし。もちろん私も食べて、ジビエはおいしいですので、そのおいしさというのは私達もPRしていく必要があると思いますので、そういうところで全く後ろ向きではございませんので、どうか私達も地元の食材として使っていただけるようお願いをしていきたいと思えます。一緒になってやっていきたいと思えます。

3,150万円の指定管理料なんですけれども、この前も概算では出していただいております。これがどうなのかということで一応もう試算はしているところでございますけれども、現在うちの管理料、これの中で2,600万円ぐらいが3月までの見通しとして維持管理部分についてはあるという。これが宿泊、それから両レストラン、これがあつたときには、まだまだ電気水道ガスそういうのが上がってくると思いますので、金額的には私は妥当かなと。今のところ試算しているところですが、確かにもう一回、これを指定管理しっかりする、予算で上げていくときには、もう少し詰めて計算していく必要があるのかなと思っていますので、今のところ担当課

としては妥当な金額ではないかということで考えています。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） プレゼンをする中で、どういう効果が見込まれるかという1番に、最終ページから2枚目ぐらいに書いてあったようです。

「かわせみ」がそもそも何の目的としてやっていくのか、過去の事例を含めて集客数が何人いるのか、入湯税で収入が、球磨村にとって入湯税が幾らあるのか、これまではずっともう右肩下がりで、60万円程度まで落ち込んできたような気がします、入湯税に関しては。

やはり数字で表せないもの、赤字であったとしても、交流人口が前年度対比から何%であったりとか、宿泊数が何人増加したのか、あるいは宿泊率が何%以上を目標にとか、いろんな成果を求める必要が私はあると思います。

ただお願いするだけではなくて、行政側も、今度仮にジビエのことに関しても使ってくださいと、使ってくれんですかではなくて、使ってください。使うためにはどうしなければいけないのか。金額が高ければ、それ相当の交渉も必要でしょうし、恐らく今のお願いはっかりでは、いや、それは合いません、しません、できませんで終わってしまうと思います。

そういう交渉が、果たして今の状況でいいのかというと、私はしっかり、指定管理委託料2,600万円程度をまた議会にお願いするのであれば、しっかりその目標数値であったりとかを示してもらわないと、本当にその効果を、どう成果を議会として審査をしていくのか。ただ単に収益が上がらないからということではないとは思いますが、まだまだそういう部分が見えていないようです。

ましてや、プラス過去の問題が継続してあるわけですので、非常にここを乗り越えるためには、それ相当の議会も大きな判断をしなければならない。もちろん先ほど課長が言ったように、指定管理の2,600万円が妥当というふうに判断するならば、しっかりその根拠を示していただくようなことをしていかないと、ただいつもお願いお願いで終わっているような気がします。

しっかりそこは成果を求めていかないと、本当の指定管理の意味はなくなってしまうので、幸福度がどれだけ上がったのか、「かわせみ」温泉に対して住民の方々がどれだけ利用促進をして、これだけ利用客が増えたのかというのをしっかりやっぱりやっていかないと、同じことを繰り返すような気がしますので、そこら辺、村長、よろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、課長が申しましたように、しっかりとグッドスタッフについては、承認いただければ、4月から役場でしっかり共有をしながら、ジビエにつきましても、本当に使っていただくような仕組みというのはできると思います。安くで提供、「かわせみ」に提供でき

れば、使うことはできるだろうということによっておられましたので、その辺もしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 確認ですけども、昨日私のほうが質問で、温泉だけで売上げが600万円で、赤字が3,000万円ということでありました。そして、そこに今度はレストランと旅館業といいますか、宿泊業か何か入れたときに、経費もかさんで、今言われた2,600万円でいいんじゃないかと。経費がかさむから、多分3,000万円以上の赤字になると思うんです。

そして、それにはジビエ料理とか何とかも含んだところでの計算してあるかどうか。そして、していかれるような2,600万円程度で大丈夫なのかというところの確認をもう一回お願いします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） ちょっと説明が不足してすみませんでした。2,600万円というのが、今、温泉だけの利用をして経費が今かかっている分を3月までに試算したときに、大体経費で2,600万円ぐらいかかりますということでお示したところです。

その上に、さらに来年度、温泉、レストラン、それから宿泊、こういうところをスタートしますと、どうしてもスタッフもかかりますし、維持管理、電気料、ガス、水道、消耗品等もかかってきますので、さらにこの経費というのが上がってきますので、2,600万円から3,150万円の間で、どういう動きがあるかは分かりませんが、それを見たときにも3,150万円というのは、恐らくかかる費用ではないかなというところで今考えているところです。

ジビエにつきましても、もちろん使いますと、それだけの価格が上がってきますけれども、そこは指定管理料には入らないという、原価ものは入らないということですので、そこをどのように安く仕入れて料理のほうに入れていくかというところは、これからの経営の方針と思います。

それから経営につきましては、もちろんグッドスタッフさんがやられると思いますけれども、村も四半期ごとにやはり「かわせみ」と定期的な会合を開きながら、そこでどういう数字が上がっているのかということもございますし、もちろん私達も赤字を目指していくわけではございません。黒字を目指していくということでございますので、一緒になって担当課長として取り組みながらやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） もう一つ確認をしておきます。今後、この指定管理料の審議も、

議会、臨時議会等々が3月とかあるんでしょけれど、これが、あくまでも今課長の見込みとして妥当という金額を言われておりますが、これ議会で議決がもらえなければ、仮に、いやいやと、もうこれまでのことを考えたときに、あるいは今の状況、いろんな状況の中で、いや、出せないよという話になって、否決した場合、いわば減額であると、そうなった場合はどういうふうに話をしていくのか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） この3,150万円というのは、概算で出しているところでございますので、これからグッドスタッフさん、可決いただけるのであれば、その後またグッドスタッフさんとしっかりそこは、どういう経営をしながら、どれぐらいの収益を見込めるかというところまで、詳しく協議しながらやっていきたいと思っておりますけれども、もちろん予算ですので、議会のほうでお認めいただくかいただけないかというのは、もちろん議員の皆さんの判断だと思います。

ただ、これからそういう説明をやっていながら、ちゃんとした説明を積み上げていながら、しっかりとご理解いただけるように説明していきたいと思っておりますので、そこでご判断いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） すいません、何回も。こういう進め方なんですよ、こういうことを進めていく中のタイムスケジュール的なことで、今回、12月にグッドスタッフさんの議決を求めてきています。

でも、これを4月からしっかりちゃんとしたスタートを切る中で、ここに係る指定管理委託料というのが事前に、事前にですよ、あつて、同時進行で来て、ここに来とんなら理解はできます。

何かこれでいいのかな、進め方がっていうのがあるわけです。そこの認識の違いというか、こういう進め方でいいと思いませんか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

これまでも指定管理をお願いするときには、こういったやり方をしてきたと思っております。

そして、今回もグッドスタッフさんには、これは大まかな概算ではございますけれども、3,150万円という金額も上げていただいて、これを基本に議会のほうにはお願いをする、今日の指定管理もお願いをするっていう感じでしております。

ですから、これからはっきりした指定管理委託料については、先ほど課長も申しましたように、今から、今日お認めいただければ、これからしっかり詰めていって、はっきりした指定管理を定めた上で、最終的に議会のほうにお願いをするということになるんだろうと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 1 番です。指定管理料も、もちろんこの概算でというのは当然分かるんですが、やはり進め方として、今度グッドスタッフさんをするのに、その指定管理の中身、協定、この前もちょっと言いましたように、協定の案あたりも作って、本当にここの、グッドスタッフさんとの協定はこういうこと、案でいいと思いますけども、考えて、得るというようなことをしていかないと、何も。この前資料でございました収支計算、やぶさめの里でしたかね、ああいうところが収支がこうなんですとか、宇土マリーナのとかということが明示はされて、提示はされておりましたけども、一勝地温泉「かわせみ」とこういう契約を、もちろん収支計算、計画書というのはあって、3,150万円の指定管理出たんですけども、やはり赤字になってもやっていくというようなことは、この前おっしゃいましたが、やっぱり協定の中身をやっぱり私達にお示しをしていただかないと。いつも、もう毎回言いますが、二度と失敗はできない状況の中で、トラックセッション等のそういういろんなのがありましたので、そういうのをやっぱり進めていかないと、なかなか理解をしてもらえないし。そして、その上に先ほどからあっております予算立ての3,150万円を、この指定管理がこうするんだというのを進めていかないと、物事っていいですか、こういう指定管理の指定というのは進んでいかないとしますので、協定の案とかなんかはまだ作ってないということですよ。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 協定の中身につきましては、前回のものを参考にしながら、もう少し変えていこうと思っているんですけども、募集の段階で、前回やったような他の事業に使うということにつきましては、まずそれはできないということで、募集の段階で示しております。

また、人材確保というのを優先していただくということでしておりますので、そこはご理解いただきながら、今、手を挙げていただいていると思います。

協定書の中身も、やはりリスク分担というのがありますので、そこをどういう場合にどちらが責任を持つかということが出てくると思いますので、前回では、やはり業者さん、指定管理者が責任を負うということになっておりましたので、そこはそれに基づいてやってきているところでございますけれども、その他については村がということですが、その他というところがまだちょっと明確ではございませんので、そこをしっかりと明確にしながら、やはり分担というのはもう少し細かく変えていく必要があるのかなと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 1 番です。やっぱりそこなんです。今度、グッドスタッフさんも、

いろいろな事業をされております。これは本社、東京営業本部から、本店が大津でしたか。そして、熊本市が本社でしたか。手広く事業をされておるんですけども、前回は一勝地温泉「かわせみ」の指定管理料を使って、副村長がこの前お認めになりました他のところに使っていたからと。トラックセッションが他に、熊本で営業をしていたとに、指定管理料を使っていたからということで、副村長からご説明、明言されましたけれども、そういうのができるかできないかをちゃんとしっかりとしたところで、協定を作っていないし、一勝地温泉「かわせみ」のための指定管理料です。

それと、先ほど課長からありましたように、こういった場合、リスクが発生したときの責任をどう取るのか。あるいは、もし1年間の収支、5年間はされるということでしたが、責任の度合い、在り方というのは明記をしておかないと、ずるずる、前回のときにそういうことがございますので、そこはしっかりと、3,150万円、本当に血税でございますので。そういうのを、まずは3,150万円の予定ですけども、そういう血税でございますので、しっかりとそこは一勝地温泉「かわせみ」のためにしていくというのを、やはりグッドスタッフさんにも、ご理解といえますか、本当にそこで頑張ってくださいということをお願いをしとかないと。協定の中でそれをちゃんとしとかないと、言うた言わないのということになってきますので、リスク管理も含めて、ぜひそこをお願いをしたいなと思っておりますので、また、もしそういう協定等々できましたときには、議会のほうにもお示しただければなと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） まず、根本的なことを質問したいと思っております。まずは募集をかける段階で、村からの希望なり要望なりを入れて計画書を出されたのでしょうか。その確認をお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 募集をする際には、やはり村がこういうふう考えていますということでのものを作っております。先ほども申しましたように、村としては、一番は人材確保というところが、前回ちょっとスタートが遅れた部分等もありますし、なかなかそこが経営的にはうまくいかなかった部分もありますので、まず人材確保というところを一番に挙げております。

それと、先ほどもありましたように、委託金の使い方、これにつきましては、もう「かわせみ」の分にしか使えませんということです。

2点目は、観光の部分につきましても、核としていただくということもございまして、もちろん福祉の向上というのもあろうかと思っておりますので、そこは相手方には伝えていこうということもございまして。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） であれば、確かに計画書を見ますと、これが計画に基づいて、いわゆる目標達成はしていただきたいという希望も入れてなんですけども、施設の利用をされるに当たって、計画書の6ページに、入浴人数、宿泊人数、飲食利用者数、特に今回、宿泊並びに飲食、今いるスタッフを利用して複合的に集客をして、そして経営をしていくんだというようなことで数字が上げられておりますが、今まで温泉だけでしたので、なかなかの村外からの方が、温泉だけではということに来ておられない中で、今、これを多角的に経営をするという中で、集客を図るということについては分かります。

そのような中で、経営を向上させて、特に赤字でなくて、黒字を目指して頑張って経営をしていくんだという中で、その次の7ページ、温泉事業のところを見てみますと、温泉利用促進のための取組で、村外から来て料理を食べられたり宿泊をされたりする人達が、温泉を利用されるということは十分分かります。

しかしながら、村民の福祉の向上という観点から考えた場合、村民の方のためにという言葉を使いながら、例えば2か月の定期券、2か月で1万5千円ということで、利用される方に対して、これは逆ですよ。ある意味でいえば安くしなくちゃいけないのに、高くされているというふうには私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） ここにつきましては、相手が今計画されているということで書かれていますけれども、実は現状をお話ししますと、定期券が3か月で1万円でございますけれども、30日もし月入られたときには1回当たりが110円ぐらい、3か月でいくと3万円ぐらいのマイナスになってきますし、20日のときが1万7千円ぐらいになってきます。

これは、経営をしていく中で利益を求める業者さんということで、このマイナス部分をどう埋めるかということが、今後、企画・検討の中になってくると思うんですけども、今、2か月で1万5千円ということで、計画としては上げられているところでございますけども。大体月25回入ったときに1か月300円ということで、150円のマイナスといいますか、サービスということで計画をされているところではございますが、これはまだ決定しているところではございませんけれども、福祉の向上というのは村としても、やはり温泉に来ていただいて、住民の方が温泉に来ていただいて顔を合わせる。また、温泉に入って健康になっていただく。そこで、健康維持というのはつなげていかれるのかなと思いますので、もちろんそこは福祉の向上として、村として利益の赤字部分をどうするかということが重要になってきますので、そこは今のところまだこの金額を動かすのか、このままでいったときの利益のマイナス部分をどうするのかとい

うのは、そこは検討していかなければならないと思っています。

そこはまだ詰めていないところがございますので、もちろんその中で指定管理料というのが入るかもしれませんが、また別に定期券を配られる方に補助金というのももちろんあるかもしれませんが、そこにつきましてはやり方を考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 私がなぜこの入浴券定期券のことに限って言っているということなんですけども、これは一つの例として言っているわけであって、村民の方が「かわせみ」に行きたいなど、行きますよというような方向に経営を向けていってもらいたいという大きな目標があるわけなんです。ただ集客をして、村外から来てもらってというふうにして、交流人口を増やすということもありますけども、それプラス村民の方が利用しやすい「かわせみ」として経営をするという根本的なところがあるわけですね。もう設立されたときからあるわけですので、果たしてその入浴券だけで、この赤字がどうのこうのというわけじゃなくて、総合的な中でやられるわけですから、その中で黒字化をしていく中で、村民のためには利用を進めてもらうということを考えれば、ここはやはり従来どおりの福祉の向上の観点から、なるべく利用させてもらうために安く抑えるということ。利用料を、利用してもらうという観点は崩さないということを申し上げて、私の話は終わりたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） それぞれの議員からもう意見が出ております。それぞれが心配している意見だと思っております。私も、毎日ほとんど宮本議員と同じように、温泉に行っておりますけれども、ほとんどが「かわせみ」はどうなっているんだという声はよく聞きますけれども、あとは申しませんけれども、この機会を逃したならば、私もしまいと思いません、「かわせみ」ははっきり言ってしまうと思いませんので、私は、これは反対しません。

それぞれが言ったことをしっかりしていただきたいと思えますけれども、しかし、補修関係が出てくると思えます。今までも1億円ぐらい出ました。これから補修関係もいろいろ扱うところが出てくると思えますけれども、課長、そこ辺に対しては、ちょっと。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 補修ということですね。今のところ見ていただいたところで、大きな補修というのはございませんとは言えないということで認識しておりますけれども、やはりその中で清掃とかいうのが入ってきますので、実際、その中で壊れている部分とかがあれば、もちろん大きなものについては村がしていかなければなりませんし、指定管理を受けたところで、修繕ももちろんその中に入っていますので、玄関のほうについては、指定管理を受けたと

ころということになりますので、そこはしっかりすみ分けをしながら、どちらが対応していくかというのはやっていきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） ありがとうございます。私は、これには賛成をいたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、この収支計画の中で、先ほどから出ています指定管理料3,150万円ということで、5年間ということになるかと思いますが。前指定管理者、このときには5年間それぞれ、1年目3,850万円、2年目3,000万円という流れで、年々変わっていく中で、前指定管理者の場合には、2年目に3,600万円なのか3,000万円というところで、村の担当課のほうで、指定管理者の収支の計算をされて、最終的に3,000万円というところで落ち着いたんですけども。今回、このグッドスタッフさんが指定管理者になられる上で、またそういうことがされるのかどうか。

経営をされている以上は、やっぱりある程度任せた上で、指定管理料を変えるということをしていないほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、どこまで村が、経営というか、収支に入られるのかなという、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） この指定管理につきましては、5年間という期間がございますので、その中で黒字があつたり赤字があつたりというのは、もちろんあろうかと思いますが、5年間経営をする中でどれだけ必要かということで判断しておりますので、そこはなかなか変えることが難しいのかなと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 前指定管理者のほうも、5年間決まっていたはずなんです。その辺で、村の担当者が入った上で、収支を計算し直して、これぐらいというところで変わってきたんだと思うんです。

だから、そういったことが、ある程度大きな会社になりますので、相手さんにお任せをした上で、相手さんは5年間でも赤字でもいいというふうに言われておりますけども、そういった態勢で村のほうも接していただきたいと思います。

もう一点確認をさせていただきたいと思いますが、人件費の中で職員を4名とパート11名ということで計画をされておりますけども、今現在、直営で6名ですよね。前指定管理者の場合、レストランをしながら宿泊という形で、倍ぐらいの人間になってますけども、この辺の

人材の確保というか、本当にこの確保ができるのかなっていうところと、恐らく大きな会社なんで、よそから連れてこられますけども、この人達の住む場所というか、その辺も含めて、まだ決まってはいませんけども、何か聞いていられれば教えていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今の会計年度任用職員さん方で6名でございますけども、来年度どうされるかというのは、私達もまだ把握してないところでございますけれども、もちろん意見を聞きますと、次のところに、次のグッドスタッフさんのところに行ってもいいということもお聞きをしているところでございますので、実際、この職員が4人と書いてありますけども、これはまだ定かではございません。

もちろん夜勤も伴いますので、ちょっと人がきゅうきゅうかもしれませんし、そこはパートさんになるかもしれません。ここは営業されるグッドスタッフさんの経営のやり方になると思いますので、具体的な計画というのは、こちらのほうでは聞いていないところです。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） やっぱり地元雇用という部分を大事にしていきたいというふうに思いますし、グッドスタッフさんの経営ですので、そこにあまり踏み込んだ意見は言えないんだろうと思いますけども、そこを中心に、今回決まれば、そういった話を中心にやっていただきたいと思います。

私も、早めに決めて、早く4月1日からできるような体制でやっていただきたいと思いますので、引き続き取組のほうよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにございませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 本当、失礼な質問になるかもしれませんが、「かわせみ」の利用を村民が、もう最初できたときからでもいいです。村民が利用したことがあるかないかのアンケートを取ったことはありますか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 村民というと、渡から神瀬まで全地域の方にとというと、なかなかそこは取ったことはないと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 1回取ってみたいというか、そういう取ることになることはないでしょうか。その辺は、いろいろ災害があつてから、神瀬地区なんかも、本当に住民の方がいらっしゃる。一勝地方の方も渡の方に行つて、「かわせみ」のほうにまた入り来るといふ方と、もうちょっとなという方もいらっしゃると思うんです。「かわせみ」の利用、温泉を利用したかどうかだけでもいいですけど、そのアンケートを取っていただくことはできないかなと思つて。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） なかなかそれに限った調査というのはなかなか難しゅうございますけれども、もちろん来られた方、前回来られた方、住民の方が来られると思いますので、その中で「かわせみ」どうなのかということと、温泉に入られたかというような調査をしていけるかなと思っていますし。全体の観光で、これから道の駅とかも計画をしておりますし、球泉洞さんももちろんありますので、そういうところを、球磨村のどういうところを訪れたかとか、何を買物したかとか、そういうニーズ調査のほうは何かの機会であればとは考えています。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） この提案、グッドスタッフさんをとということで提案をされております。前回、説明会というか、協議の中で、グッドスタッフさんのプレゼンといたしますか、説明があったときに、先ほどから話が出ておりますように、これまでの管理者がありました。今度、グッドスタッフさんのプレゼンがありました。

話を聞いておったときに、これまでの指定管理者のところの話の内容を、何かはっきり分かっておられないような感じが、受けたんです。先ほど、そんな意見もあっておりましたけれども、そのところで、グッドスタッフさんのところでは、現状の説明はしっかりされておるのかということ私をちょっと心配しておりました。

その後また話はしたということで、大体のところは話をしたということでありましたので、それはよかったかなと思いますけれども。全体のところまでは話はできていないということ、そのようなところもありましたので、私もグッドスタッフさんは駄目だとか、指定管理、そっちのほう駄目だとか、そういうふうには思っておられませんけれども、今後、さっきの話もあっておりましたけれども、こういうを出すときには、議会への説明であるとか、そういう流れ、提案までの流れ、持っていく方、そういうところをもう少し考えていただきたいと、そのように私は感じております。

先ほどもお話ありましたけれども、「かわせみ」については、やはり村民の方も望んでおられると思いますので、なるべく早く再開できればいいけどなどは思っておりますので、この提案について、どうのこうのというあれはございません。

○議長（舟戸 治生君） それでは、この採決については起立によって行います。議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） 着席してください。起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

本会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開します。

午後0時00分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

-----  
日程第9. 議案第65号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 日程第9、議案第65号平和7年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。予算書10ページの渡地区遊水地事業の中のエリア内の工作物の移転ということで84万6千円ということで計上してありますけども、全協のときに事前説明では、天満宮の1か所ということになっておりましたけども、遊水地内のエリアには、この天満宮の記念碑以外にも山口のほう、地下、今村にいろんなものがあつたんだと思います。神社じゃないですけど、ほこら等も含めて。こういった部分の取扱いについては、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 山口、地下、地下、今村、山口地区には、それぞれ地元で管理をされている寺社仏閣等がございますが、所有者が分かっているそういった寺社仏閣については、地元の方にとということで補償がされております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） それぞれ話がついているということでよろしいですか。分かりました。天満宮のこの記念碑についても、遊水地の近くに移転をされるということで、今後、村が管理をされていくんだろうと思いますけども、今回、天満宮の記念碑以外にも、村の施設として遊水地内の中にいろんなものがあるかと思えます。

例えばガードレールがあつたり、カーブミラーがあつたり、防災無線があつたり、自営柱があつたり。そういった部分の取扱い、ガードレール等は撤去工事、撤去されるんだと思うんですけども、そういった部分、村の施設としてあるものに関して、今後どのような扱い、国の事業ですので、国がどういうふうな対応されるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 自営柱であるとか情報通信施設については、国のほうからそういつ

た話は来ていないような状態でございます。

ただ、ガードレール等については、国の工事の中で撤去していただくのであれば、そちらのほうがいいだろうというふうに思っておりますが、またそういった話も、今のところ来ておりません。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 遊水地の事業、国がやってまして、今鋭意進んでおりますけども、やっぱりいろんな施設だけじゃなくて、村が関わる部分があるかと思っておりますので、そういうところも、しっかりと対応していただきたいと思っております。

沖鶴橋から村道等もありますけども、後ほど水道関係のほうでちょっとお話をしたいと思っておりますけども、しっかりとその辺は携わっていただきたいと思っておりますので、よろしくお話をしたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） やはり同じ遊水地の中にあります、今西林議員がお話ししてまいりましたけど、カーブミラー、今度はどういうふうな処理をされるか、お尋ねします。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） カーブミラーということで、その点についても先ほど総務課長が申されたとおり、まだ具体的な処理方法というのはお聞きしていないところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） カーブミラーも再利用してくださいよというのが、総務課長に11月17日ですか、これ峯地区なんですけど、今あります災害公営住宅、ごめんなさい、災害公営住宅をリフォームして、村の公営住宅になったところに、どうですかというふうに言ってます。そのときは外灯の件も話もございましたし、当然カーブミラーが遊水地にあるのは、使っていないのは持ってきて再利用できんでしょうかというふうに話もありましたので、その点について、どうかしていただきたいなと言いました。どうせ壊さんといけませんので、お願いします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 11月に現地のほうを確認させていただいて、まず外灯が必要などころというのを、私のほうで確認をさせていただいたところです。

それから、住宅から出る三差路のところ、カーブミラーの必要性というのを感じておりますので、せっかく遊水地にカーブミラーで再利用できる場所は、ぜひ作っていただきたいというふうに思っておりますし、議員がおっしゃいますとおり、各住宅の間がちょっと暗いところが、現

地と一緒に確認させていただいて、確認できておりますので、そちらについては、できるところを早めに取りかかりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。4ページの繰越明許費でお尋ねをしたいと思います。

今年度の事業完了ができないということで、見込まれるということで、神瀬地区の復興まちづくり支援施設、防災センターを今建築ということでございますけども、当初4億円ぐらいの予算で、この工事の着工をされたと思いますけども、今回2億8,800万円ほどの繰越明許費ということでございますので、聞くところによれば、3月までの完了ということでございましたけども、ここに繰越明許費が計上してあるということは、事業が完了しないということでございますでしょうから、目安、見通しとして、何月ぐらいにしていくのか。今回、2億8,000万円がしてございますので、4億円の当初の2億8,000万円ということで、進捗状況といいますか、何%ぐらいの工事の進捗状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後1時08分休憩

-----  
午後1時09分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 現在、神瀬の現地のほうといたしましては、基礎と浄化槽関係のほうが終わりました、今アリーナ棟の外壁工事までが今終わっているような状況で、それから事務室等の、こちらの棟の建設のほうになります。具体的にパーセンテージというのは、こっちのほうでは詳細なパーセンテージは把握しておりませんが、現況といたしましてはそういった状況で、工事のほうは進んでいるところでございます。（「見込みは」と呼ぶ者あり）

見込みのほうといたしましては、建設のほうでは極力進むような感じではやっているんですが、5月とか6月ぐらいになるんじゃないかなというところで思っているところです。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 見込みも分からず、パーセンテージも分からないということでございますけど、住民の方には着工式のとくに、令和8年3月をもってということで、住民の方々は思っていらっしゃるんです。

あそこを通るたびに、今課長おっしゃるように、外壁工事をされている。そびえて建っておりますので。皆さん、3月中には着工ができてしまうということを頭の中に住民の方はお持ちなも

んですから、今回繰越明許ということでされておりましたので、まず、これからの変更契約等々もされるんだろうと思います、金額等々も。

ただ、住民の方には、そうやって説明をしておりますので、そこはやっぱり遅れておるといいますか、完成はしませんので、どうしようかなというのがありますので、そこは明確に教えていただければなと思いますので。今回は繰越明許費で上がっておりますので、そこは理解をいたしましたけども、ぜひ、そういうのは情報として、3月にはもう完成はしないということでございますので、住民の方は皆さん、思っているんじゃないと思います。情報はお示しをしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続けてよろしいですか。

○議長（舟戸 治生君） どうぞ。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 起債で、次の5ページの中で、橋梁の長寿命化事業等が増額をされている、起債が。ただ、事業に関係はございませんけども、補助金が、国庫補助金が減額をされて、その分、起債で増額をされているんです。

事業はどのような事業を今現在やっておるので、この予算の組替えを行われたのか。補助金が減額をされて、地方債のほうが増額になっておりますので、どういう事業にこの長寿命化、橋梁の長寿命化事業はどうかをちょっと教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

事業の中身については、橋梁の近接目視点検業務委託と橋梁の補修工事、渡大槻線の水篠橋補修工事と浦野線の無名橋というふうにやっております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ということは現在も、現在もそういう事業で、ずっと今課長がおっしゃいますように、点検であったり、そういう橋梁の工事といいますか、事業等はずっと続きながら、今回補助金が減額をされたので、国庫補助のほうが増額をされたので、その分を地方債から持ってくるという認識でよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ということであれば、事業がこれも予算書にかかってきましたときには、こういう事業をやっておるといような資料といいますか、この事業は予算書には関係ございません。ただ国庫補助が減額、地方債が増額と、この事業に予算書は関係ございませんけども、そこも教えていただければなと思ひまして。理解しました。分かりました。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 12ページ、産業振興対策補助金、今回50万円の増額ということになっておりますが、その増額分の概要とともに産業振興補助金、5割補助と、おおむね5割

補助というふうになっておりますが、全体的にどういうふうに進捗状況がなっているのか分かれ  
ば、それも併せて説明をよろしくをお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

今回、補正でお願いをさせていただいている分でございますけれども、今回は産業振興対策事  
業の中の鳥獣被害対策、いわゆる電柵関係の補正という形でございます。

現在、今年度、かなりこの事業、獣害対策ということで、申請される方がかなり多くなりまし  
て、ようやく田んぼとか農業の忙しい時期が終わりまして、これから来年に向けて、こういった  
電柵張ったりということで、申請される方というものが例年いらっしゃるというところでもあり  
ますし、現在、既にご相談を受けている分もございます。そういったものを含めて、今回50万  
円ということで補正をさせていただいております。

今回、この獣害対策の中では防犯灯の補助ということで、これは既に9月のときにも補正のほ  
うでお願いしていた分がございすけれども、そういったものも含めて、今年度、かなり多く申請  
を頂いているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 農林業の被害対策の関係で、これも有効な補助金ということだと  
位置づけられていると思います。

昨今、農作物の被害を受けていて、やはり高齢化していく中で、作付ができないというような、  
全体的な風潮になっておるところなんですけれども。やはり休耕田にならない、作付をしてもら  
うというようなことで、やはり村として、この補助金については、なお一層、村民の方に周知を  
していただいて、当然、それに合わせた予算を組むということをしてもらって、村の産業振興につ  
なげてもらいたいと思いますが、来年に向けての話は今からでしょうけれども、方針として、考え  
方として、どういうふうに捉えておられますでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

今の議員がおっしゃっていただいたとおり、農林業の振興のために一番課題となっているところ  
が、この獣害対策かなというふうに考えております。令和8年度までですけれども、今現行5割  
まで補助率を引き上げさせていただいておりますけれども、そういったことを中心に、まだ引き続  
き、獣害対策も含めてですけれども、農業振興のためにはいろんなまだ課題がございますので、検  
討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 一応期間を定めて50%というような話になってはいたんですけど、事の重要性として、やはり今後も同じような方向で検討していただくことを希望したいと思います。

続きまして、10ページです。有料道路通行料についてですけども、ちょっと教えていただければと思います。35万円の増額補正なんですけども、現在、実際神瀬の方面が原則通行止めということで、高速道路を利用する場合には、人吉からと芦北からと、大きな選択肢が2つあると思うんですけども、今のところ、今後、いつまでか分かりませんが、人吉一八代間は無料というような取扱いになっております。

そのような状況の中で、いろいろ出かけられるときに、場所とか時間とかの問題もあると思うんですけども、芦北利用と人吉利用、どの程度の割合なのか、どういうふうな考え方で高速道路を利用されているのか、説明をよろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 基本、高速道路を使うときは、今無料区間がございますので、人吉から八代まで、高速道路を利用させていただいて、そこで下りて、熊本方面であれば、熊本方面のまた高速に乗っていくというところで、そういうような形でやっております。

例えば八代市内の、例えば場所次第では日奈久経由で行く場合がございますが、基本的にそちらの方面に関していえば、芦北から日奈久までが無料ですので、そこで、その区間は高速利用して、あと下りて八代市内に出張という形を取っております。できるだけ無料区間を使う、有効に使うということで考えておまして、例えば熊本に出張に行く際は、恐らく9割ぐらいが人吉方面から高速に乗っていくという形になっているんだらうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 確かに人吉回りのほうが距離が、私が知っているところでは5キロぐらい長いと思うんです。ただ時間的には、やはり熊本に行くためには、人吉を利用したほうが時間的にも短くなるというところもありますし、金額的に高速料金が八代まで無料という中で、人吉方面からの利用をするということはいいことだと思いますし、時間のほうを優先するというのが大事だと思いますので、今後ともそういうところは鋭意努力をしていただきたいと  
思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 10ページです。財産管理費、塚ノ丸宅地造成補償費42万6千

円、上がっております。この議案に提案を行き着くまでに、どのようなプロセスを経て、議会までに上がってきたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） まず、塚ノ丸団地におきましては、1工区と2工区ということで、2つの工区に分かれております。第1工区については、今十数軒、家が建っている状態で、第2工区については、今3軒、家が建っております。

その1工区と2工区の地盤材が違いますので、1工区、2工区の地盤材の均一化を図るために、今回、入れ替えと補償という形で書かせていただいているところでございます。

この予算を計上させていただいた経緯については、もう既に3軒、2工区、建っております、1工区と違いまして、かなり予算的にも上がると、外構工事する中では金額が上がるというご意見も頂いております、それであれば1工区と同じ地盤材を入れることによって均一化する。これが必要じゃないかなという、そういった経緯で上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 要はここまで至るまでに、村が保証人になっていきますので、村が保証しますと言ったのか。あるいは要望等があって検討した結果、何らかの根拠があって上げられたと思いますが、その根拠というのはいろんな1工区、あるいは尾緑も含めた整合性も含めて、今回上げられたのかどうか、村長にお伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、総務課長のほうからもお答えがあったように、これは1工区、2工区の表面、地盤材という表現をされましたけど、地盤材の材質がちょっと違ったということで、外構の工事をするに当たって、1工区で工事された方よりも割高で工事がなされているということです。

ただ1工区の方達の、もちろん外構の工事として比較をしたというわけではないと思いますが、ただやっぱり私も工事現場の方にお聞きをしましたけども、やっぱり一般にする外構の工事よりも、かなり費用も負担も大きいですという話をされました。

そういったところも含めて、決して地盤が悪いというわけではないんですけども、そういったやっぱり工事に関して割高でなされているということであれば、ある一定の補償は必要なんだろうということで、今回こういった予算を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） そもそも塚ノ丸の宅地においては、球磨村の被災をされた方々に

住まいの確保の観点から整備を進めてまいりました。被災をされた世帯においては、県・国から絶大なる支援を頂いて進んできております。私はこの件に関して、払うのは駄目だと、そういう話ではございません。

国・県が権限代行の下、塚ノ丸の整地を進めていく中で、完了もして、借地あるいは分譲という形で進んできたんだろうと。この問題に対して、整地をする中で1工区と2工区の中に石の大きさ、石がいっぱい入っている、入っていないという議論をした中で、1工区の方々はもう既に家を建てられて、もう住んでおられる状況の中で、2工区に入られる3世帯の方々が、本当にそこを求められているのかどうか。ましてや、そもそも論として、これを補償しなければならないのかというところですよ。

ここを本当に政治的な判断として、村長がこの議案を上げていくこと自体に対して、私は不信感しかありません。これは国・県と完了して、しっかり分譲宅地として認められたものに対して、これ一般財源から支出するようになっていきます。皆さんから頂いた税金を限定した世帯の申入れによって、そこをあたかも整備が不十分だったという前提の下で、補償というのはいかがなものかなというふうに思います。

これをしてしまうと、1工区に入られた方々は、自力で再建をして、恐らく少なからずそこを整備する段階で、その分も自分達の予算として整備をされたはずですよ。なのに2工区の状況が違うからといって補償にってしまうと、恐らく将来的に1工区に入られた方々も、補償をしてくれよという話にはならないかなと。

ましてや、尾緑も関連しています。尾緑は、国交省が遊水地の代替地として、球磨村の農業振興エリアとして整備をしてきたわけです。ここに作付を開始する中で課題が出てきて、その課題を解決するためにどうするかという議論をしていく中で、村は完了したから後はできません。だから、後は地権者と国交省との交渉をしてくださいということを言われています。今回、尾緑に関しては国に要望して、新たな課題解決に向けて国交省がやっていただけるという方向性ができました。

しかしながら、これにおいては県が完了したからということで、村がその代わりに補償しなければならないのかというと、そもそも論として、理屈が通らないと私は思います。この見解に対して、村長、いかがですか。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後1時29分休憩

-----  
午後1時30分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

塚ノ丸の第2工区の補償の件につきましては、1工区、2工区が地盤の整備が悪いというわけではないんです。そこはちゃんとできてはいるんですけども、ただ表面の地盤材というのが、工事をする上でどうしても外構の工事の費用が1工区よりもかかってしまう。やっぱ難航するということで、その分の補償ということでございますので、そこは決して議員言われるようなことではないと思っております。

そして、尾緑の件ですけども、議員は恐らく村のほうからそういうふうな、国と地権者の問題ですからということでは言われているということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）すみません。その辺はうちとしても、村としても、その辺はちょっとここでその確認はできませんけども、うちとしてもしっかりと、今年はまだ作付をした状態でございますので、やっぱりなかなか手をつけることはできなかったということだと思います。

そして今回、議員の皆さん方と一緒に要望したことで、そこは何とか解決に向けて動き出すのかなということでは思っておりますので、そこはしっかりと村としても寄り添って考えていくという考えは持っていたんだろうと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） その宅地の部分に関して、完了をしている現状があり、そこに一つのプロセスとして、足りない部分があったから、それをやるという補償なんですか。基礎の基礎をつくり上げる段階で、何か完了をして、ここまでの基準は満たしているけれども、家を建てる段階で、一つの工程が不足していたから、それに対して出すわけじゃないですよ。じゃないですよ。今の答弁からいくと、完了はしているわけですよ。完了はしている。何に対して補償はしないということですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 検査をちゃんと通った上での話です。ただ検査を通っていると言っても、先ほどから申しますように、1区と2区の部分のその地盤材といいますか、その材料、材質が、泥の質が違ったということで、外構の工事をする上で2期工事分の、2期分の分譲地の方達は割高の工事がかかっているというところの補償でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 何を基準として割高になっているんですか。そもそも家を建てるという条件の下で、その分譲で応募をされてたわけですよ。現地も確認をして。現地も確認されて、この工区ってということですよ。そこは村の血税を使って、そもそも補償しなければな

らない案件なのかという。そもそも論として補償しなければならない案件なのかどうかというのをお聞きしている。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先ほどから申しますように、村としては今回、この3軒については補償しなければいけないという認識の下に、今回補正をさせていただいております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） その根拠です、根拠、根拠。今ずっとこの話に来て、いろんな流れの中で、あたかもこれ補償しなければならないという前提の下に、ずっと話をされてますけど、補償することが駄目って話じゃなくて、補償しなければならない事実に基づいて上げてきとるわけですよ、根拠に基づいて。

でも、ここをすることによって、本来1工区に家を建てられた方々が自力再建をして、家まで建てられた結果がいるにもかかわらず、自分達で石を掘り返して、こっちに石を、自分達で自力でされとる人もおるかもしれない。じゃあその人達が、いや、2工区は石が多かったらしい。村が補償してくれたらしい。ならば俺達はきつい思いして石を出しとるのに、その分のかかった経費は出してもらおうとなりはせんですか。そこの区別をどうやって、正当性を持って説明できるのかというのを伺っている。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） これあそこの1期分、2期分、議員が見られたことがあるかどうか分かりませんが、（「あります」と呼ぶ者あり）あそこ、私が見た感じでは、さっきから私達が言うておりますように、1期分のその分譲地、土地っていうのは、見た限り、やっぱり上のほうの地盤材っていうのは違うと思います。

2期分はどうしてもやっぱり大きかったりするような石がごろごろしているような状況でありまして、ですから、その分で先ほど来言っておりますように、外構工事分のかかった理由というのは、割増しの分がやっぱり出てきているというところで、今回、その分を1工区に合わせて補償するという考えの下、補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） それは村の責任の下で、補償しなければならないことであるのかどうかです。これまでの経緯を経て、県は完了して、宅地として整備を進めてきて、もうオーケーを出しているわけでしょ。そこにいろんなこう答弁されてますが、そういう一般財源ですので、そういう判断が認められていくということ自体、どうなのかなって思うんですけど、県が行った工事に対して落ち度があったということですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） その件については、前回から説明をしていると思いますけども、県の工事に落ち度があったとかいうわけではなくて、工事自体は、工事といえますか、そこ自体は強度もあって、十分、どんな家でも建てても、地盤沈下しないような、家が傾かないような、そういう地盤材ではあるんですけども、その中で民家を建てて外構工事をする上で、外構工事にどうしても、例えば小さい機械では駄目だったりとか、多少大きな機械でなければいけなかったりとか、そういった不具合が出てきている。そして、工事にどうしても余分な費用がかかってしまう。そういった関係で、今回補償をさせていただくということでございます。

そして残り十何区画か、そこも地盤の入替えをさせていただきたいと思っておりますけども、そこについても、今後塚ノ丸を選んでいただく、塚ノ丸に居住していただく、家を建てていただくような方が、あそこを見に来られたときに、やっぱり感覚、感じ方というのが大きく違うと思うんです。

ですから、そういった意味でも、これからの住宅政策、移住政策あたりも考えたときに、周りもしっかりとその地盤を変えていく中で、そこの3世帯にも、同じように余分にかかった費用については補償をさせていただきたいということで、今回は補正をしております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） そもそも補償をしなければならないんですか。そもそも村としての村の責任として補償しなければならないんですか。そこが分からない。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） あくまで今回は、第1工区の分と均一化、地盤材を均一化するための補償でございます。何とぞ認めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） イコール1工区、今何棟でいいですか。（発言する者あり）

15の世帯の方々が家を建てられて、宅地をしっかりと整備をしていく中で、本当に割高だったのかどうか不透明の中で、2工区に建てられる方が割増しになっているかどうか分からない状況の中で、何を根拠として、この補償料の金額になっているのか。あるいは1工区に家を建てられた方々の設計の段階で、宅地造成部分に対する経費という分から、仮に本来2工区で求められている分も加算されて工事が済まされていた場合に、この十何軒に関しても補償されるんですね。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 1工区分については考えておりません。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。それに関連をしてお伺いしたいと思います。

1工区と2工区の地盤材を均一化するためということで、今回2工区の地盤材を入替えをするということでございました。ただ、おうちを建てるときに、現在のあれの支持、県の検査も、町の検査も通っております。支持地盤は多分に、おうちを建てるのには支持地盤は非常にいい地盤だと思います。

ただ今回、そのエリア内を均一化するというので、この入替えをされるということでございますけども、今おられるように、建てた方に3軒には自費でということでございました。入替えをした後です。2工区を入替えをした後に、どうしてもやっぱり高かったと。どうしても工事に割高になってしまったと。入れ替えた後ですよ、言っているのは、入れ替えた後、やはりまた苦情が出てきました。補償されるんですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） そういうことがないように、今回はその入替えの分については入替えをするということでございますので、そういうことは考えていません。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） そこにお住まいの方は、やっぱりそういうことがあれば、やっぱり2工区がそういう3軒のところには補償があったということがあれば、今回その入替えをしても、仮に入替えを、261万7千円、今度上がっています。入替えをして、またそういうことであったときには、補償をやっぱり言うてくるんじゃないですか。考えていませんじゃなくて、そこは考えていませんって言うんじゃないですか、出てくる可能性はあるんじゃないですか。そのときの対応はどうするんですかということをお聞きしているんですけど。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 繰り返しになりますけど、そういうことがないように、今回は入替えをさせていただくということですので、そういうことはないと思っています。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それでは、その根拠です。先ほど来っております。どこまでを、根拠ですよね、補償をする。何かいかにもここの3軒についてばかりをやっぱりこう、それするために上げてきたというのが見え見えなものですから、そうじゃなくて、やっぱりするなら確たる根拠。そういうのが地盤材としてはちゃんとしてるんでしょ。規格もちゃんと30センチ以下の、山ずりも入れてちゃんと引渡しも済んでるんでしょ、それを今回、そこに割高だったから補償しますというのが、根拠として成り立つのかどうかを今高澤議員もおっしゃっているんだろうと思って、私も次の段階でまたないようにしますということでありまして、入替えをした

後にそういう、後に補償があれば大丈夫なんですか。また1工区の方々も言ってくる可能性もあるんじゃないですかということで、多分質問があつてるんだらうと思いますけど。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） これ本当繰り返しになりますけども、今回2期工事、2期分の分譲地の土の入替えをさせていただきますけども、私の答弁の中でもあったように均一化、1区の、1工区の方と均一化するために、1工区で使った地盤材、泥と同じ規格のやつをそこに入れるということでございますので、J-POWERさんから提供していただく砂利を入れるということでございますので、そこは均一化できると思います。

そして、ですから、ちゃんとそういった2期工事分とは違う地盤になるということで、その後の補償というのは必要ないと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 確認です。今の確認ですが、2工区エリアに全部入れ替えるんですか。実際、そこに書いてありますように、全部入れ替えるんですか。そのときに、入れ替えたときに、工事費が3軒分が出て割高になったからって、その出し方というか、なぜ3軒分だけ、そういうふうになってくるのか、意味が分かりませんか。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上薮宏君。

○副村長（上薮 宏君） 先ほどから、村長が言いましたけども、今回工事請負費のほうで、附帯工事ということで261万7千円上げてありますが、これは1工区のほうが川砂利で造成されております。それに合わせるために、2工区は山ずりです。岩砕で割高になるというところですけど、それを川砂利に置き換えるという工事で261万7千円を計上させていただいています。

ただ2工区のほうで3軒を先に建てられておりますので、そこは入替えができません。ですので、あと残りの分の面積で261万7千円の直工分だけです。直工分だけを面積割させていただいて、その3軒の面積に掛けて補償費をはじいているというような状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 今言われました山ずりと川砂利、1区と2工区とはっきり分かってたでしょ。そのときに何でそういうことをしなかったですか、均一化するために。家が建ってからでしょ、それ分かったの。先ほども何度も言われるように、県が、県も検査終わって、処理に出て、そのときには山ずりの川石とか、そういうのは何にも出てきてないんじゃないですか。そこを尋ねたら、ちょっと高くついたからと言って、3軒の補助が、補助というか、そういう保護があったから、それを補償したというふうにしかな考えられませんが、最初から1区と2区が違っていたのを均一化するとなったら、最初からすべきじゃなかったんですか。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上蔀宏君。

○副村長（上蔀 宏君） ただいまの話ですけど、工事が、県工事で宅地化していますけども、そちらのほうで最初は、こないだもちょっと全協のほうでお話しさせていただいたと思いますが、川砂利を金橋さんところ、あそこにストックして予定していた。（「それは前に聞きました」と呼ぶ者あり）ただ工事の工程上、あそこの造成が遅れたか何かの関係で、道路のほうです。避難路のほうも工事進められておりますけども、そちらのほうに必要であったと。そちらのほうに持っていった部分で足らなくなったか何かの関係で、山ずりしか入れられなくなったというところで聞いております。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 今の関連ですけども、私も一般質問でも、この件は話をさせていただきましたけども、今板崎議員が言われることは、本来なら1工区と2工区は同じ材料を使うはずだったんです。そこで村はそのことを知ってましたかということをお尋ねしましたけども、知りませんでしたということでした。これは県のほうで人事異動等で、うまく引継ぎがなくなって、村には提供されましたけども、避難路に使われたということだったと思います。

今の仕上がりで、川砂利と山ずりという状態、1工区、2工区、違うものに出来上がっているということだと思います。1工区の基礎工事、2工区の基礎工事、共に私、何件か見させていただきましたけども、明らかに違う敷地の仕上がりになっているという状況でしたので、一般質問あたりでお尋ねをしたんですけども、執行部の肩を持つわけでもありませんけども、これから村が2工区を大々的に募集していく中で、少なくとも、ちょっと補償金は別に置いて、今の区画、空いている部分、そこについては、今回またJ-POWERが持ってきてくれるということですので、同じもので入替えをしてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思ってますし、逆に今回1,600立米ほど持ってこられるということをお聞きしましたけども、どれくらいを入れ替えて、どういうふうな、この260万円ほどの工事費、どういうふうに計画を立てられているのかをお聞きをしたいと思います。

議長、よろしいですか。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） いいですよ。私のほうが知っているんだと思います。2工区の敷地30センチを入れ替えると。山ずりはJ-POWERが持っていくはずですよ。川砂利を持ってきてくれるということになっているんだと思いますけども、そういった均一化を図るという意味では、もちろんやっていただきたいんですけども、補償に関してこれ根拠、前、平米四百六十幾らというところだったんだと思いますけども、この四百六十幾ら、この根拠というのは、建設課あたりで出されたんじゃないんですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） すみません。先ほどの単価については、土砂の入替えの部分の直工の単価となっておりますが、先ほど言われた468円というふうになっております。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 一般質問のときにもお聞きしましたけども、この補償費がこの3軒の方に納得されたものかどうかというところをお聞きしましたけども、それはもう一切話をしていないということであったんですけども、ちょっとこの補償費です。私はもう個人的には同じものにして、業者さんに聞いても手間暇がかかっているということは確かですので、この辺の費用でお願いできればと思いますけども、いろんな皆さん、議員さんの話を聞くと、そこにちょっと疑問に思われる方、今後どうなるかというところもありますので、入替えだけは先行していただいて、補償費はちょっと考えるべきではないかなというふうに思いますけども、総務課長か村長か、どう思われますか。（「議長、時間いただいていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後1時58分休憩

-----  
午後2時23分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま村長より、議案第65号令和7年度一般会計補正予算について、議案の撤回の申出が提出されました。

村長より、撤回理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 令和7年12月8日に提出いたしました議案のうち、議案第65号令和7年度球磨村一般会計補正予算につきましては、内容について再検討したいので、球磨村議会会議規則第19条第1項の規定により、議案の撤回について議会の許可をお願いするものでございます。何とぞよろしくお願い致します。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。ただいま議案となっている議案第65号令和7年度一般会計補正予算についての議案の撤回は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。令和7年度一般会計補正予算についての議案の撤回は、これを承認することに決定しました。

-----  
日程第10、議案第66号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） それでは、日程第10、議案第66号令和7年度球磨村国民健康保険特

別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

---

#### 日程第11. 議案第67号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第67号令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第67号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第68号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第68号令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決さ

れました。

---

### 日程第13. 議案第69号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第69号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。ちょっとお聞きをしたいと思います。

渡遊水地の築造に伴う渡配水区配水管の仮設計画を作成するための委託料ということだと思いますけれども、まあ委託を出されて仮設計画を立てられるんだと思いますけれども、基本的なものはあるんだろうと思います。沖鶴橋から、今は、村道を通って、山口方面、それから地下・今村方面に配水管が通ってたんだと思いますけれども、この辺の配水のルート、今までと変わらないのか、地下・今村方面に行ってた配水管が今後どうなるのかをちょっと、お聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

遊水地内については、現在、国のほうで、遊水地の事業のほうで内側の堤防が築造されております。

今後、下流のほうから、掘り込み式で、下がっていくような形、どんどん掘削がされていくような形になりますので、施工は下流から施工されていきますので、そちらに埋設してある水道管がどうしても障害になりますので、国のほうとそちらのほうから先に撤去という形を取られて。その間に、途中、下流から、今、築堤の下流のほうからされておりますが、そちらのほうに、峯のほうに、通っているのがありますので、一時的にその仮設での接続っていうのは下流からされるような形にはなるかと思うんですが、うちで今回、補正で上げさせていただいているのは、渡遊水地の、沖鶴橋から来たところから下流全体が一回止水をせんと工事ができませんので、そちらの止水をして、沖鶴橋より、想定してるのはそれより上流側に引き回すっていうような仮設管の想定をしております。

ちょっと国のほうの遊水地の事業の進捗と、計画とか、そういったものもありますので、それに合わせて今ちょっと先に、今回の委託で仮設の計画のほうをさせていただければというところで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 配水管のルートについてはですね、今お聞きした内容で、まあ、

計画を立てていかれるということだと思いますけども、もう一点お聞きしたいのが、村道の扱いですね、遊水地の仕上りの図面等をなかなか見る機会がございませんので、村道についてお聞きをしたいと思います。

今、沖鶴橋から真っすぐJRのほうに向かって、右に曲がって山口の踏切のほうに抜ける道、それから、沖鶴橋から左に曲がって地下・今村のほうに曲がる村道が、まあ、もう今通れませんけども、この辺の村道の計画。真っすぐ行った、その沖鶴から真っすぐ行った山口に抜けるのがそのままなのか、ルート。そして、地下・今村方面はなくなってしまうのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

ただいま遊水地内が国のほうの掘り込み式の遊水地ということで工事が計画されておまして、ちょっと、うちのほうにも村道の、きちっとした、どこを通りますとかっていう計画は、うちのほう、まだ頂いていない状況で。

ただ、以前、この遊水地の利用の計画というか、あらかじめ立てるときに提案があったのは、沖鶴線から降りてきて、渡方面に抜けるのに、今、直角に曲がるような形状になっておりますので、その辺のルートの、ちょっと、改良といいますか、線形の見直してというようなところでの計画は上がっていた程度で。今現在、うちのほうにきちっとした、こういうルートでというのは、ございません。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） まあ、建設課あたりも、ご存じじゃないということで。

まあ我々にも当然ですね、そういった図面を、見たこともないんですけども。やっぱりそういうところはですね、堤防あたりがどういうふうにできて道がどういうふうになるのかっていうところは、私も含めて皆さん、やっぱり、興味があるところではありますので、機会があればそういうのを入手していただいて、将来的にどういう村道が通ってどういう堤防道路が通じるのかというところはですね、ちょっと、興味がありますので、早めに入手していただいて、皆さんに、説明ができれば、していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

お尋ねします。7ページで、今回、歳入は、雑入ということで、財源の内訳の中でその他というのはこれ、補償費か何かでしょうか。確認です。これ587万4千円、雑入ということで上がっております。この財源内訳の中にも、その他ということでなってる。補償費か何かだろうかと

思いますけども、お尋ねいたします。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいま議員おっしゃったとおり補償費で、雑入で計上をしております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

これで、延会をします。次の本会議は、12月12日午前10時から開きます。お疲れさまでした。

午後2時35分延会

---